

令和3年色麻町議会定例会6月第2回会議録(第1号)

令和3年6月28日(月曜日)午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 3番 相原和洋君

欠員 なし

会議録署名議員

9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	小松英明君

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	議案第52号 土地の処分について
日程第4	議案第53号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 議案第52号 土地の処分について
- 日程第4 議案第53号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算
(第2号)

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本会議はクールビズ対応のため、6月第2回会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年色麻町議会定例会を再開し、6月第2回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長としての次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第52号、議案第53号の2案件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、早坂利悦町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。御登壇の上、発言願います。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 改めて、皆さんおはようございます。日程に入る前に時間を頂戴をいたして、御報告を申し上げたいと思います。

まず、コロナワクチン接種について御報告をいたします。

初めに65歳以上の接種状況ですが、保健福祉センターを接種会場に5月11日から30日までの間の6日間に2,027名の方が1回目の接種を終え、6月5日から21日までの間の6日間に2,016名の方が接種を終了しております。2回とも接種を終えた方は、対象者の約83%に当たる方が終えている状況であります。

次に、64歳以下の方のワクチン接種については、加美郡医師会と接種スケジュール、接種体制等の協議を重ねてまいりました。ワクチン接種については、大崎歯科医師会の歯科医師の御協力もいただくこととなり、1回目の接種日を7月13日から21日までの間

の6日間、2回目を8月3日から11日までの間の6日間といたしました。接種会場は保健福祉センターで、平日、土曜日は420名、日曜日は840名の接種を予定しております。接種券については、6月22日に対象者3,411名に発送しております。

予約受付は接種を希望する方で、基礎疾患を有する方、高齢者施設等に勤務している方、50歳以上の方を対象に6月30日から受付可能となり、次に49歳から16歳までの方は7月5日から受付可能となります。予約については、インターネットまたは電話で行っていただきますが、電話予約は混み合うことが予想されますので、インターネットの予約をお勧めしております。

なお、12歳から15歳まで接種対象者が拡大されましたが、接種券の送付は現在調整中であり、決まり次第、対象者にお知らせをいたします。接種券を送付する際に、厚生労働省で示しておりますコロナワクチンに関する資料も一緒にお送りしておりますので、十分に御確認の上、接種を受けられるようお願いいたします。加美郡医師会や大崎医師会の御協力をいただきながら、ワクチン接種を安全に進めてまいりたいと考えております。

以上、コロナワクチン接種についての御報告とさせていただきます。

次に、いろいろ心配いただいております本町に係る訴訟であります。さきの6月会議の際の行政報告で申し上げましたが、原告J T Tプランニング株式会社から、色麻町を被告として提訴された委託料請求事件について、6月3日に東京高等裁判所から控訴審の判決言い渡しがあり、本件控訴を棄却するとされ、一審判決と同様に原告の請求は棄却されました。

その後、原告J T Tプランニング株式会社からは期限までに上告等の申し立てがありませんでしたので、この裁判は終了となりました。平成29年10月の提訴から3年8か月にわたる争いでありましたが、本町の主張が認められ、原告の請求は棄却という結果となりましたので、改めて御報告をいたします。町民皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしましたことを、改めておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長からの申し出による発言を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、9番今野公勇議員、10番天野秀実議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。6月第2回会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、6月第2回会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第52号 土地の処分について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第52号土地の処分についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第52号土地の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

御提案をさせていただきました土地の処分につきましては、大原工業団地第1工区への工場建設を予定されておりますJA全農ラドファ株式会社に工場用地として土地を売却するものでございまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、処分する土地の予定面積が700万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上となりますので、議会の議決を求めらるものでございます。

売却する土地でございますが、色麻町四竈字大原283番2、大原工業団地の第1工区でございます。面積は1万7,256平方メートルで、売却予定金額は1億6,565万7,600円、1平方メートル当たりの単価は9,600円でございます。

審議資料を御覧ください。

今回の土地の処分、売却を予定しております大原工業団地第1工区の箇所図でございます。JA全農ラドファ株式会社とは6月18日に土地売買に関する仮契約を締結させていただいており、この議案が可決された場合には本契約とさせていただく旨を規定いたしております。

JA全農ラドファ株式会社の前身は株式会社加美よつばラドファで、これまでと同様にパック御飯事業に取り組まれます。新工場では、現在のパック御飯の生産能力を3倍から4倍程度に増強される計画となっており、本年度中に新工場の整備に着手され、来年度中の操業開始を予定しているとのことでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第53号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第53号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、議案第52号で御可決を賜りました土地の処分にかかる工場用地の売り払いに関連する補正及び第1工区の土地の処分に伴い、第2工区の造成工事に着手させていただくべく、造成予定地を取得させていただくための補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に2億895万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億1,735万7,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げます。歳入から御説明を申し上げます。議案書8ページを御覧ください。

第4款財産収入1項財産売却収入1目不動産売却収入では、議案第52号土地の処分について御可決を賜りました工場用地の売り払い収入で、1億6,565万7,000円の増額とさせていただきます。

第5款町債1項町債1目地域開発事業債は、第2工区造成予定地の土地購入のための工業団地整備事業債4,330万円の増額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。議案書9ページを御覧ください。

第1款公債費1項公債費1目元金では、工場用地第1工区の売り払いに伴いまして、町債の繰上償還を行うもので、1億6,552万5,000円の増額でございます。

公債費償還明細書を御覧ください。

平成29年度から令和元年度までに発行いたしました4件の工業団地整備事業債を対象に繰上償還を行うもので、平成29年度債1件、平成30年度債の2件、計3件につきましては、令和2年度末未償還額の全額を繰上償還いたします。

令和元年度債の1億2,000万円につきましては、令和2年度末の未償還額1億2,000万円のうち6,915万3,000円を繰上償還し、残高を5,084万7,000円とするものでございます。

続きまして、第3款事業管理費1項工業団地整備事業費1目工業団地整備事業費では、11節の役務費、開発許可変更申請手数料で、宮城県への当初の開発許可の申請では、未定としておりました工事施工者につきましては、1工区の工事完了による工事施工者を記入する変更申請が必要となりましたので、申請手数料2万円でございます。

12節の委託料では、土地の取得に伴う所有権の移転による登記委託料で2万4,000円。

16節の公有財産購入費では、第2工区の造成予定地2万1,694平方メートルの土地購入費4,338万8,000円でございます。

5ページを御覧ください。

第2表地方債では、工業団地整備事業債の限度額を4,330万円といたしまして、歳入で御説明申し上げましたとおり、土地の購入費に充当させていただくものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書8ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款財産収入第1項財産売払収入。（「なし」の声あり）

第5款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

続いて、歳出に入ります。

第1款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 16節の公有財産購入費で、土地購入費が4,338万8,000円ということなんですが、今ちょっと企画情報課長の説明で2万平米、2万幾らかの平米なんですが、ここは当然農地なんですが、水田なのか、畑なのか。

そして、単価が1平米当たりどの単価で買収する予定なのか。今言った田んぼなのか、畑なのかということ、ちょっと詳細お願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えを申し上げます。

第2工区の造成予定地2万1,694平方メートルでございます。その内訳でございますが、地目別に田んぼ、田が1万1,252、畑1万442、いずれも登記簿上の地目となっております。合わせまして2万1,694、単価といたしましては1平方メートル当たり2,000円ということで、これは事前に御説明を申し上げている単価でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。

田んぼと畑があるんですが、1平米当たり2,000円だと。田んぼも畑も同じ価格で買収するんだというふうな理解したんですが、我々一般的には水田と畑っていうのは、価格が町で購入する場合、価格差があったように一般的には記憶しているんですが、今回、工場団地の指定地域だというふうなこともあって、この単価が出たのかなということなんですが、その根拠をちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この2,000円の単価ということでございますが、まずこれはこの大原工業団地開発に関しまして、地権者の方々あるいは耕作者等の関係者の方々に同意をいただくという段階でこちらといたしましての、いわゆる土地の買収の価格ということについての一定の御説明を差し上げていると、このような経緯がございます。

その中で、町の公共事業の一般的な実績に基づく単価がございます。主に道路事業等々がございます。それからまた民間における、例えば実績の動向等々を勘案させていただきました。比較的この2,000円といいますのは、今現在、本町の公共工事の実施に関しましては、非常に地権者あるいはその関係者の方々に御理解をいただいている、いただいた、そのような金額であると、そのような認識をしております。

そのような中で御説明を申し上げながら工業団地、いわゆる町の地域活性化そしては雇用の確保、そのようなところを地権者あるいは関係者の方々に御理解をいただきながら、設定をさせていただいた単価というふうに認識しております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。

今言った町の一大事業で、大原工業団地を進める上で地権者にこの買収の協力を得るために、普通の町道の拡幅なり、町で土地を買収する場合は、田んぼと畑の価格は当然違っていたはずだなというふうに理解しました。

その中で、今企画情報課長の話では、今町が進める工場団地指定区域、これからまた買収する計画もありますので、水田も畑も同じ価格で1平米当たり2,000円で納得していただいたというふうに理解しました。そのように理解すればよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） そのとおりでございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。以上で款項の質疑が終わりました。

次に、5 ページに戻りまして、第2表地方債。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和3年色麻町議会定例会6月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日6月29日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日6月29日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時24分 散会
